

西成地域 日雇労働者

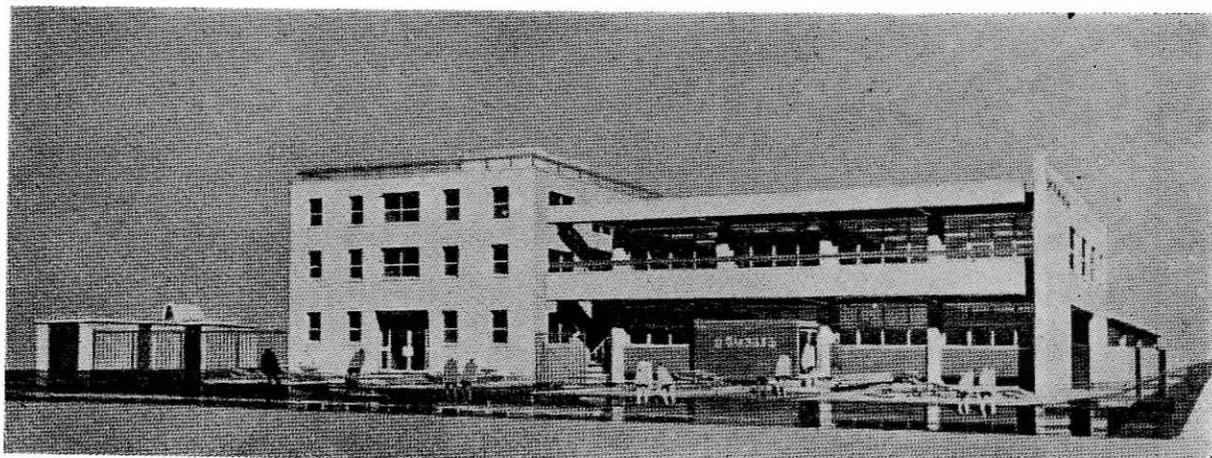
の

就労と福祉のために

IV

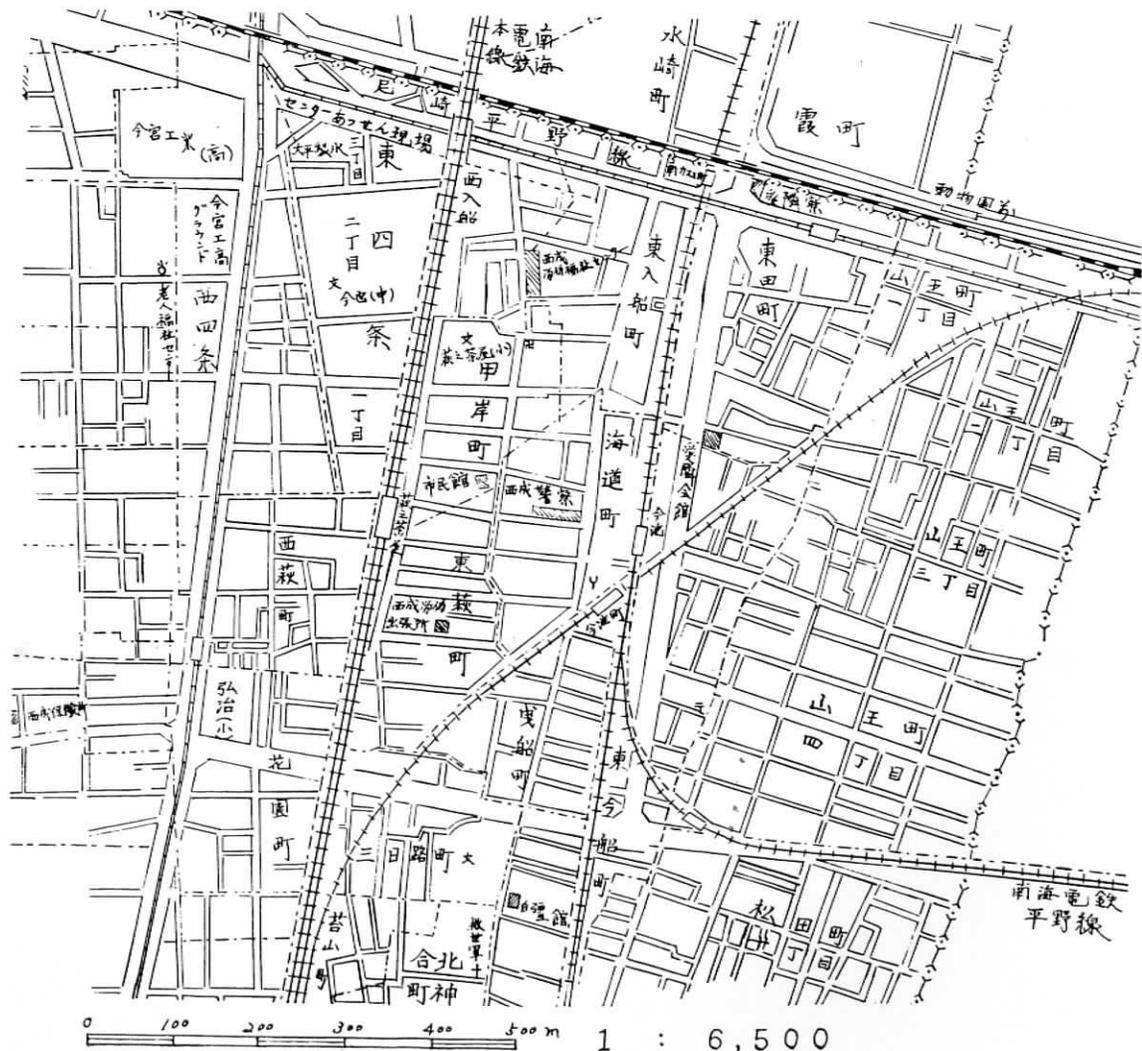
40年度事業の報告

財団法人 西成労働福祉センター



西成労働福祉センター正面全景

関係地域略図



目次

	頁
〈表紙裏〉写真・西成労働福祉センター正面全景・関係地域略図	
ごあいさつ.....理事長 芦田 泰三	3
社会のご支授と業績の発展に期待.....大阪府知事 左藤 義詮	4
港労法を契機に就労安定を促進.....大阪府労働部長 山本 茂	4
役員.....	5
理事会.....	6
事業報告まえがき.....	8
事業報告.....	12
昭和41年度事業(予定).....	28
庶務日誌.....	28
組織	



条件のいい仕事を探しあらく労務者



上のカット・西成労働福祉センターの創設に
左藤大阪府知事より贈られた扁額

ごあいさつ

当財団は大阪府の代行的機関として、昭和37年10月1日に発足しましたので、第4年度を終る41年3月末には、満3年6カ月を経過したことになります。この間、大阪府の全面的ご助成、各関係行政当局のご指導、広く社会各方面のご協力をいただきました。深く謝意を表する次第でございます。

当財団の業務は、日雇労働者が常時密集している大阪市西成区の特定地域で、その就労を円滑にし、あわせて福祉の向上をはかることを目的としております。周知のように、昭和36年8月1日に、労働者によって行はれた事件に対処して、大阪府は9月1日、労働部西成分室を急設し、公の職業安定機関に従はず、個人的手配で仕事についていた日雇労働者の福祉のため、無料の職業あっせんに着手し、これに関連して、非合法な手配行為の排除に努めたのであります。当財団はこれを受けつぎ、労働者の無料職業あっせんを柱に、その労働福祉にかかわる一連の業務——日雇労働者健康保険と同失業保険加入の事務あっせん、職業・生活相談、医療と生活援助、常用化の促進など、特殊なこの地の労働事情に対応して、一般職業安定機関とはおもむきを異にした、多面的な業務を運営してまいりました。

本年度の事業成績を見ますと、無料就労あっせんは、53万3千余名で、前年度の63万8千より少いこと10万5千余、17.0%減と、かなりの減りかたで、甚だ残念なことであります。これはわが国における経済界の不況に影響されたことを如実に反映したものと見られます。ただし、年度末の3月中旬から就労数は急上昇して、4月につずくと予想されますので、次年度は好成績が期待されます。日雇健保と同失保は、加入の勧奨につとめました。前者がようやく1千名、後者が5百名を越えた程度で、センターに集る労働者を5千と見れば、まだ充分といえず、次年度はこれを一層徹底させる必要があります。次に職業・生活相談や医療サービスの件数が若干増加したことは予想通りであります。労災補償の立てかえが本年度は特に多く、実数150余件、延2千件余、これにあてた金額は百万円余にのぼりました。一時立てかえですから、この80%はすでに返金されておりますが、これで見ても労働災害がいかに頻発するかを物語るものとして、業者側の安全対策とともに労働者自らの労働安全に努める心がまえの必要なのが痛感されます。また常用促進のための貸付けや援助も、前年とほぼ同じで、移動がはげしい上に、特殊な社会的就労状態にある人達ですから、常用されることは、非常に困難な条件の下にあるように見受けられます。この点一層努力をつづける必要があります。昭和41年4月から実施される港湾労働法で、この地域からも登録を受ける労働者が相当数あると予定されますので、この登録から常用労働者へと安定化されることを期待している次第であります。その他詳細な具体的数字等については、後述の事業報告でご理解いただきます。

ご承知のように、この地域の労働対策は、他と異り、複雑で特殊な社会問題もからみあっており、この地域の福祉開発とともに、労働者の就労を確保し、更にその日常生活を向上せしめるためには、多くの物的あるいは人的の社会資源が要請されるわけであり、どうか地域住民の各位をはじめ、産業界、一般社会のたえざるご協力とご援助をお願い申し上げます。

最後に、当財団の運営にあたり、大阪府におかれましては、全面的補助をもって助成されるほか、業務の運営その他についても、直接の指導と監督を賜り、感謝おくあたわざるところであり、左藤大阪府知事、田中、高田両副知事をはじめ、同労働部職員各位に深厚な謝意を表する次第であります。また治安対策につきましても、大阪府警本部と地元西成警察署の特別な配慮にあずかっておりますことに深謝申し上げ、重ねて社会各方面のご支援をお願いして、ご挨拶といたします。

昭和41年4月1日

財団法人 西成労働福祉センター

理事長

芦田 泰三

社会のご支援と業績の発展に期待

大阪府知事 左 藤 義 詮

西成労働福祉センターが発足して、足かけ5年、労働福祉の諸事業が平穩裡に着々と進められていることは、まことに喜びにたえません。これは、ひとえに労働者の皆さんや、これを雇用される業界の各位、さらには地域住民の方々、治安当局、社会各方面のご協力とセンター職員の努力の賜でありまして、ここに厚く謝意を表するものであります。

本府では、昭和36年9月1日、西成の地域に労働部西成分室を開設し、公の職業安定機関を経ず、日々の就労に無理をしている日雇労働者のため無料就労あっせんをし、その他必要に応じた労働福祉対策を実施するとともに、これに関連して雇用にもなる違法な手配行為の排除に努めたのでありますが、この地域の特殊事情を考慮した上、単に法的措置だけにとどまらず、もっと幅広い労働福祉対策を立案、これを実施するための公益法人の創設を企画しましたところ、さいわい住友生命保険相互会社長（現同会長）芦田泰三氏はじめ各界有力者のご協力により、37年10月、財団法人西成労働福祉センターが設立されました。こうした歴史的経過のもとに、本府といたしましては、センターの事業運営にあたり、これを全面的に助成、今日にいたっているわけでありまして、

この地域における日雇労働者の就労を安定させることは、なかなか困難な条件にあることは周知の通りであります。しかしここに集る1万数千名にものぼるといふ、豊富な労働力は、大阪府における産業界の発展に大きな土台となって寄与していることに思いをいたし、是非とも正常な就労状態になることを期待するのでありますが、特に大阪、堺両港の開発、万国博覧会開催等をま近かにして、豊富な活力ある労働源が要請される折から一層この地域の労働関係の正常な樹立を切望してやみません。こうした大きな目的達成には、単なる法的措置や一人の限られた業務だけでは、十分効果をあげることが至って困難と所存されますので、産業界をはじめ、地元の各位、社会各方面の強力なご支援をお願いし、あわせてセンターの業績の発展を期待して、ご挨拶申し上げます。

港労法を契機に 就労安定を促進

大阪府労働部長
山 本 茂

西成労働福祉センタが昭和41年3月31日までに取扱った就労件数は、大阪府労働部西成分室時代の分も含めて、2,235,500名にのぼり、月平均にすると、40,610名になるとききました。職員各位のご努力、まことにご苦労さまに存じます。

センターは無料就労あっせんのほか、日雇労働者健康保険や同失業保険の適用促進、生活・職業相談、医療サービス、労災補償の立てかえ等、広く労働福祉の対策にも力をいたしておりますが、この地域の労働者は移動がはげしく、生活も一定せず、その就労安定をはかるだけでも、むずかしいことであるのに、さらに、周辺では違法な手配行為が往々見

けられ、これを排除する方策も考慮されなければならない条件下にあります。勿論一朝一夕で改善されるような安易なものでもないかも知れませんが、当面求人秩序の改善指導とともに、これら違法な中間介在的存在の排除について、積極的な対策を講ずる必要があります。われわれ関係者といたしましては、各方面の社会資源のご協力を得て、更にこの地域の労働福祉を一層開発することに努める所存でございます。この4月1日に港湾労働法が一部実施され、大阪港における就労関係もその適用を受けることとなりますが、このことはセンターから就労する人々にも、大なり小なりの影響を来すことが必定と予測されますので、これを一契機として、西成地域の就労システムが改善され、向上に向うよう期待いたします。

幸い、センターの業務が順調に進められておりますことは、雇用主や地域住民の方々のご協力によるものであり、特に警備や治安対策については所轄西成警察署のご尽力に負うところが多く、各位に深謝申し上げます。なお、当大阪府としてはセンターの業務運営について、これに支障ないように助成し、事業のあり方等についても指導と協力をいたしますので、今後とも関係各位のご支援を一層お願い申し上げます。

役員

昭和41年3月31日

名誉役員

会 長

大阪府知事 左 藤 義 詮

副 会 長

大阪府副知事 田 中 楯 一

大阪府副知事 高 田 敏 一

大阪市助役 中 尾 正 平

顧 問

大阪市長 中 馬 馨 夫

大阪府議会議長 中 井 信 夫

大阪市議会議長 北 山 勇 郎

大阪府公安委員長 岡 一 郎

大阪商工会議所会頭 小 田 原 大 造

四天王寺貫主 出 口 常 順

天理教真柱 中 山 正 善

株式会社 辰巳商会 社長 四 宮 忠 蔵

株式会社 銭高組 社長 銭 高 輝 之

大阪府立社会事業短期大学長 伊 藤 博

社会福祉法人四恩学園理事長 林 文 雄

作家 藤 沢 桓 夫

朝日新聞社大阪本社代表取締役 進 藤 次 郎

天理教大阪教区長 松 永 義 道

評論家 村 山 利 ウ

監 事

大阪府労働部長 山 本 茂

大阪商工会議所専務理事 里 井 達 三 良

大阪府民生部長 井 上 敏 夫

大阪市民生局長 関 重 夫

理事及び監事

理 事 長

住友生命保険相互会社社長 芦 田 泰 三

専 務 理 事

松 尾 純 雄

理 事

株式会社 大林組 社長 大 林 芳 郎

大阪読売新聞社常務取締役 栗 山 利 男

鴻池運輸株式会社 社長 鴻 池 藤 一 巖

上宮学園長 小 林 大 巖

株式会社駒井鉄工所 社長 駒 井 英 二

毎日放送副社長 坂 田 勝 郎

産経新聞社副社長 沢 村 義 夫

退任の役員

名誉役員の退任

前 田 治一郎 元大阪府議会議長

井 上 五 郎 元大阪市議会議長

野 田 孝 元大阪府公安委員長

理事の退任

橋 爪 恭 一 元大阪府立社会事業短期大学長

益 田 豊 彦 朝日新聞社取締役東京転任

監事の退任

中 田 理 夫 元大阪府労働部長現大阪府農林部長

福 定 泰一郎 元大阪府民生部長

橋 憲 元大阪府労働部長



理 事 会

昭和40年度理事会は次の通り行われた。

日時 昭和40年4月28日(水)

自午後2時10分～至午後4時10分

場所 大阪市北区中之島2丁目16番地

住友生命保険相互会社4階会議室

理事出席者 芦田泰三・松尾純雄・駒井英二・村山リウ・(代理出席者)四宮忠蔵・栗山利男・沢村義夫・(委任状提出)大林芳郎・小林大蔵・銭高輝之・伊藤博・藤沢恒夫・進藤次郎・松永義道・林文雄・鴻池藤一・坂田勝郎

監事出席者 橋憲・(代理出席者)里井達三良
議 事

松尾専務理事より役員の出席に関し、理事17名中出席の理事(代理を含む)7名、委任状10通監事4名の内、出席の監事2名(代理を含む)、したがって本理事会は寄附行為第17条2項により会議の成立することをのべ、ひきつづき芦田理事長より挨拶、寄附行為第17条により芦田理事長議長となり議事に入り、議長より松尾専務理事に業務報告方を求めた。

松尾専務理事は別紙昭和40年度理事会議案の業務報告(P.3～P.12)を詳細にわたり説明、芦田議長より日雇労働者健康保険および労働者就労状態の現況について質問あり、松尾専務理事より説明があり、次の順序で議事に入る。

第1号議案 昭和39年度歳入歳出決算ならびに会計監査結果報告に関する件

議長は事務局に第1号議案の説明報告方を求め指名により小川総務部長が別紙理事会議案(P.19～P.24)の所要の報告事項を説明、橋監事より会計監査の結果適正である旨報告あり、質疑応答ののち、議長は議案の採決を諮ったとこ

ろ全員異議なく承認可決した。

第2号議案 昭和40年度歳入歳出予算ならびに事業計画に関する件

第3号議案 労働者福祉資金特別会計に関する件
昭和39年度歳入歳出決算の件
昭和40年度歳入歳出予算の件

議長より第2号議案、第3号議案は関連するため一括提案の発議あり、松尾専務理事は別紙議案(P.16～P.17)記載の40年度事業計画について、小川総務部長は昭和40年度予算案(議案P.25～P.30)を詳述議長より議案の採決を諮り、全員異議なく承認可決した。

ひきつづき小川総務部長は別紙議案(P.31～36)にもとずき、労働者福祉資金特別会計歳入歳出決算および40年度予算について報告全員異議なく承認可決した。

第4号議案 職員就業規則改正に関する件

第5号議案 職員退職手当支給規程に関する件
議長は、第4号議案、第5号議案は関連するため一括提案の発議があり、松尾専務理事より第4ならびに第5号議案提案の理由についてこの2件は財団職員組合の要望によって上程、審議を求めんことを説明、第4号議案は、就業規則による職員の定年に関し、組合は職員(管理職を除く)の定年を65才まで延長することを要求したことに対し、専務理事は組合に対し、従来のいきさつを詳述し、一般社会の通念を熟考した上、全職員を一率に60才とし、なお必要を認められた時は3年間の延長を設けることを提示したが、妥結を見なかつたので、理事会で審議されたいことを提案した。

これについて、芦田理事長は橋監事に、大阪府等における同件の規制などについて説明を求め同監事は、同府における現状と、近き将来の同

府の外かく団体の本問題に関する予測等について説明した。つづいて駒井理事が一般社会における定年制の実態について詳述したが、各理事監事の総合された意見は、社会一般の定年に関する通念は55才～60才までが大かたの実状であるから、この線に添って処することに賛成の意見が多かつた。しかし、松尾専務理事は、なお慎重にとりはからうことにし、本件については更に大阪府労働部首脳部と協議した上、成案をまとめ、理事長の決裁を得て、就業規則第42条の改訂を実施したき旨の提案あり、全員これを諒承し、別に同規則、附則(2)適用年月日を昭和40年4月1日とすることについて議長より発議、全員異議なく承認可決した。

第5号議案は松尾専務理事が別紙印刷の本財団並びに他団体の職員退職手当支給比較表を提示し、本財団職員組合が要求している昇率はもったいなくともなると思われるので、妥当な支給率に改訂されたいことを提案した。これについて議長は、さきに提示された大阪府外かく団体等の支給率について橋監事に質疑し、橋監事より応答あり、ひきつづき駒井理事より民間の退職手

当支給についての実態の説明と本財団職務の特殊性から、退職金の可及的昇率支給の妥当性について賛意を表し、議長もこれを諒承し、各理事に賛否を諮ったところその賛同あり、松尾専務理事は本件に関しては、昭和40年度は予算がすでに決定しているの、昭和41年度予算折衝において府労働部首脳部と協議し、理事会で決定した意向を参酌の上、予算の可能な範囲で昇率改訂し、理事長の決裁を得て決定したき旨の提案あり、全員これを承認し可決した。

議長より全議案審議の結果を改めて報告し、議事録の可決について、かさねて賛意を求め、全員異議なく承認可決したので出席の理事にそれぞれ署名捺印を求めた。

昭和40年4月28日

理事会議長	芦	田	泰	三
理 事	駒	井	英	二
同	村	山	リ	ウ
同	松	尾	純	雄



朝の就労風景